エ　Ｙ軸スケール　10dB／Div
オ　データ点数　測定精度が保証される点数
カ　掃引時間　測定精度が保証される時間
キ　掃引モード　単掃引
ク　検波モード　ポジティブピーク

⑶　⑵の条件で探索した値が許容値を超える場合の副次発射の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。副次発射の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　中心周波数　探索された副次発射の周波数
イ　掃引周波数幅　０Hz
ウ　分解能帯域幅　副次発射の許容値が適用される周波数幅
エ　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
オ　Ｙ軸スケール　10dB／Div
カ　データ点数　測定精度が保証される点数
キ　掃引時間　測定精度が保証される時間
ク　掃引モード　単掃引
ケ　検波モード　ＲＭＳ

３　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。
⑵　試験機器の送信を停止し、試験周波数を連続受信状態とする。
⑶　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに受信する状態に設定する。

４　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、掃引周波数範囲ごとに副次発射の振幅の最大値を探索する。
⑵　探索された副次発射の振幅の最大値が許容値以下の場合は、当該探索された最大値を測定値とする。
⑶　⑵の測定値が許容値を超える場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、掃引周波数幅を分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして副次発射の周波数を求める。
⑷　スペクトル分析器の設定を２⑶とし、副次発射の振幅の平均値（バースト波の場合はバースト内平均電力）を求めて測定値とする。
⑸　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行う。

５　試験結果の記載方法

技術基準が異なる周波数帯ごとに最大の１波を周波数とともに、技術基準で規定する単位で記載する。

別表第九十四　証明規則第２条第１項第11号の31の４及び第11号の32の２に掲げる無線設備の試験方法　［新設］

一　一般事項

１　試験場所の環境

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿の範囲内とする。

⑵　その他の場合

⑴の環境による試験に加え、周波数の偏差の試験項目については三の項の測定を行う。